

警察共通基盤システムによる交通捜査手配実施要領の制定について（通達）

〔 最終改正 令和6.11.25 例規交指第30号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、交通捜査手配者の連絡依頼及び発見時の業務を適正かつ迅速に実施するため、取扱いに必要な事項を定めたもので、平成25年12月10日から実施しています。

その内容は、

- 交通捜査手配の手続
- 他の都道府県警察の交通捜査手配者を発見した場合の措置
- 交通捜査手配の解除
- 交通捜査手配に関する留意事項

等です。